

一金壹兩ニ付、錢五貫七百文、

一百文ニ付、春麥上五合、中六合、

一百文ニ付、挽割上六合、中六合五勺、下七合、

一百文ニ付、大豆上八合、中九合、下壹升、

一金壹兩ニ付、穀麥上五斗、中五斗二升位、同小賣百文ニ付、上八合五勺、中九合、

一百文ニ付、溫沌粉上八合、中壹升、下壹升壹合、

一百文ニ付、味噌上貳百五拾匁、中三百目、下三百五拾目、下ノ下四百目、

一並の酒壹升ニ付、五百文、

一燈油壹合ニ付、六拾文位に賣し故、一統困窮いたし候處、五月十八日、本所扇橋、深川六間堀邊ニ而、玄米屋春米やを夥敷打こわし、騷動致候由、○中此節奥州筋の咄ニハ、食物無之候ゆへ、わらをいりて、曰ニ而挽き粉にいたし候而、食事ニ致候所抔も有之候よし、尤江戸町中ニ而も豆腐やのきらずを升に而はかり、壹升四十八文位ニ賣申候、如此に町中困窮故、騷動致候ニ付、五月廿七日、御救米として、大人小兒の差別なく、人別帳を以、壹人に付、白米三合二勺ニ、銀三匁二分ヅ、被下置候、其後御救米として、御代官伊奈半左衛門殿を、人別帳を以、壹人ニ付、白米壹升ヅ、御渡し、尤代銀壹人分九分五厘ヅ、上納可仕旨被、仰渡、同六月廿一日、御同人を、人別帳通、壹人五日分の食物の由ニ而、玄米五合、此代六十穀麥四升、此代二代錢上納御取立之場所、玄米百文ニ付、七合五勺、穀麥百文ニ付、二升之相場之由被、仰渡候、此砌錢相場、金壹兩ニ付、五貫八百文、同六月廿八日、御同人を、玄米壹升、穀麥二升、小麥五合、右壹人分に而、同積り五日之食物之由被、仰渡、此代上納取立に而、壹人前二百五十八文ヅ、御取立、同七月六日、御同人を、玄米壹升、穀麥二升、小麥五合、右壹人分に而、同積り五日分之よし、此代上納御取立、壹人前三色ニ而、百九十五